

「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査」実施要領

1 事業内容

出産予定の妊婦等に対し、新型コロナウイルス検査を実施をする。

なお、対象者は検査を希望し、医師の事前説明に同意した妊婦等に限るものである。

(1) 検査説明

分娩予定医療機関は、検査を希望する妊婦に対し、検査内容及び検査結果が陽性となった場合の対応について、事前に説明を行う。

(2) 検査

鼻咽頭ぬぐい液若しくは唾液によるPCR検査（LAMP法を含む）又は抗原定量検査を行い、陽性又は陰性の別を判定する。

2 事業実施者

県からの委託により、分娩予定医療機関が実施する。

3 事業実施方法

(1) 周知に係る広報

ホームページへの掲載及び各分娩取扱医療機関等へリーフレットの配置依頼をするなどし、本事業について周知する。

(2) 申込み

① 検査を希望する妊婦は（里帰り分娩希望者も含む）、分娩予定医療機関の医師（以下「医師」という。）に検査を希望する旨を伝え、当該医師は、リーフレット等を用いて検査の詳細な説明を行うものとする。

② 医師は、検査の説明後、妊婦から「検査説明確認書（様式B-1）」の提出を求め、説明に対して内容を理解したことを確認する。

※医療機関は、説明日や氏名等を記入の上、原本を保管する。

③ 妊婦が検査の説明について理解した上で、検査を希望する意思が変わらない場合には、妊婦から「検査申込書（様式B-2）」及び「同意書（様式B-3）」の提出を受ける。

④ 検査申込みを受け付けた分娩予定医療機関（以下、「受付医療機関」という。）は、③の「検査申込書」に、医療機関名及び受付年月日を記載する。
なお、「検査申込書」及び「同意書」の原本は、秋田県に提出することになるため、必要に応じてそれぞれ写しを保管する。

⑤ 実施要綱2（1）イの妊婦が2回目の検査を希望する場合は、1回目と同

様に②から④までの手続きを行うこととし、2回目の検査説明に伴う「検査説明確認書」、「検査申込書」及び「同意書」を提出させるものとする。

(2) 検査日程及び検査実施医療機関（検体採取場所）の調整

- ① 受付医療機関は、検査日程や検査を実施する場所又は医療機関（検体採取場所）等の調整を行い、受検を希望する妊婦等に通知する。なお、検査時期は分娩予定日の概ね2週間以内を目安とし、分娩予定医療機関の医師が決定する。
- ② 受付医療機関と検査実施医療機関が異なる場合は、受付医療機関は「検査説明確認書」、「検査申込書」（※受付年月日・受付医療機関名が記載されたもの）及び「同意書」のそれぞれの写しを検査実施医療機関に送付する。

(3) 検査の実施

- ① 検査は、鼻咽頭ぬぐい液若しくは唾液によるPCR検査又は抗原定量検査を行い、陽性又は陰性の別を判定する。
- ② 検査実施医療機関は、受検者に発熱等新型コロナウイルスの感染を疑う症状がないことを確認した上で検査を実施する。
※新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断した場合は、感染症法に基づく行政検査となるため、本事業の対象にならない。
- ③ 検査の実施回数は、実施要綱（1）ア及びウの者は1回とし、イの者は2回まで可能とする。
- ④ 検査実施医療機関は、受検者の「検査申込書」の原本又は写しに、検査日と医療機関名を記入する。なお、イの者に2回目の検査を実施する場合は、「検査実施（2回目）」の欄に検査日等を記入すること。

(4) 検査結果の連絡

- ① 陰性の場合
検査実施医療機関は、検査を受けた妊婦に電話連絡により検査結果を報告し、妊婦は、妊婦健診日等に速やかに主治医に報告する。
 - ② 陽性の場合
検査実施医療機関は、検査を受けた妊婦に速やかに電話連絡により伝え、併せて感染症法に基づく必要な対応を行うこと。
- ※ 感染症に基づく対応
- ・発生届を最寄りの保健所に提出する。
 - ・発生届の提出時には、検査申込書の写しを添付し、本検査の対象であった妊

婦等であることを明らかにする。

- ・発生届を受理した保健所は、直ちに分娩予定医療機関へ本検査に係る妊婦から陽性が確認されたことを連絡する。
- ・分娩予定医療機関は、自院の院内感染対策マニュアル等に基づき、必要な対応を行う。

(5) 県への実施報告

- ① 受付医療機関及び検査実施医療機関が行った検査説明又は検査の実施報告は、実施した月の翌月末日までに県に報告すること。ただし、説明又は検査を令和4年3月に実施した場合は、同月末日までに報告すること。
- ② 報告にあたっては、「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査実施報告書」のほか、別途業務委託契約において定める書類を提出するものとする。

4 費用の徴収

事業実施機関は、受検者から当該事業に係る費用を原則徴収しないものとする。

5 その他

- ① 本事業の実施に関わる関係者は、責任のある体制を確保し、妊産婦のプライバシーには十分注意するものとする。
- ② 本事業に係る「検査説明確認書」ほか関係書類については、事業終了年度の翌年度から5年間保管すること。